第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査について

1. ニーズ調査の目的

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、置かれている環境、その他の事情を利用希望把握調査等により把握した上で、計画を作成するよう努めることとなっている。

そのため、第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、現状の課題把握や、 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業をはじめとした各種事業の利用状況及び利用希望の把握 するためのニーズ調査を行う必要がある。ニーズ調査については、国が示す基本指針や大阪府の示す 手引き等に基づいて定めるものである。

※教育・保育提供区域について

藤井寺市では、第一期計画においても市全域を教育・保育提供区域として捉えているため、第二期計画でも同様に、市全域を一つの教育・保育提供区域とする予定。

第二期計画策定イメージ H27年4月1日~子ども・子育て支援新制度開始 第一期計画作成のためのニーズ調査、 計画(案)作成 ⇒策定 H27 第一期子ども・子育て支援事業計画 (H27~H31) H30 第二期計画作成のためのニーズ調査、 計画(案)作成 ⇒策定 H32 第二期子ども・子育て支援事業計画 教育・保育施設、地域子育て支援事業 (H32~H36) における「量の見込み*1」や「確保方 策※2」を算出するための基礎データ収 集を含む。 H36

※1「量の見込み」・・・潜在的なニーズを加味した推計値 ※2「確保方策」・・・・「量の見込み」に対する提供体制の計画

(施設の利用定員など)

2. ニーズ調査の概要

【調查対象】(郵送配付・郵送回収)

- 市内在住の就学前児童の保護者 : 1400 人※1
- 市内在住の就学児童(小学 1~6 年生*2)の保護者 : 1400 人*1
 - ※1 統計調査に用いるサンプル数については、回収率を60%とすると、就学前児童及び小学1年生~6年生の 区間においておおよそ1400人が必要になると計算している。
 - なお、対象者の選定については、住基データからの無作為抽出する。
 - ※2 第一期計画では、小学3年生までを対象としていたが、現在、放課後児童クラブを小学6年生まで拡充している最中であることから、対象を同じく小学6年生まで広げる予定。

【アンケート調査項目】

- ◆第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(内閣府、 平成30年8月24日)
 - ・・・第一期計画策定時の(国の)手引きに沿いながらもいくつかの留意点が加わり、子ども・ 子育て会議を経て市町村で適切に判断する、とされている。
- ◆市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(大阪府版、 平成 26 年 1 月)
 - • 第一期計画策定時の(大阪府の)手引き。近々改訂が予定されているが、アンケート項目の決定、ニーズ調査の開始まで猶予がなく、反映できない場合もある。
- ★ニーズ調査アンケート項目(案)【就学前児童】・【就学児童】(資料4・5を参照)
 - ・・・藤井寺市第二期計画における現段階でのアンケート項目(案)。前回調査時における項目を基準とし、大阪府版の手引きが発出されるまでの暫定案として作成。(一部文言の修正・設問の順番入替などは行っている。コンサルタント事業者との契約前なので、アンケート項目だけを列挙。レイアウト・鑑文書等は今後作成。)

《子ども・子育て会議の役割》

子ども・子育て支援法第 77 条第1項第 3 号において、市町村子ども・子育て事業計画の策定又は変更するときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとあり、今回、国から発出されている第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方にも、具体的な量の見込みの算出方法などは地方版子ども・子育て会議を経て市町村が適切に判断するとされていることから、本日の藤井寺市子ども・子育て会議においては、上記の二一ズ調査の方法や内容についてご議論いただきたいと思います。

【今後のスケジュール(予定)】

	平成 30 年 11 月 6 日	第13回子ども・子育て会議
	1,000 11,750	・・・ニーズ調査(案)についてのご意見聴取
	平成 30 年 12 月頃	第 14 回子ども・子育て会議 ・・・ニーズ調査(最終案)についてのご意見聴取
		- ・・・ 一 人。四旦(取於未)についてのとぶ元恥以
	平成 31 年 1 月~2 月	ニーズ調査の実施
	平成31年2月~3月	ニーズ調査結果の集計
	平成 31 年 4 月~	第二期計画の立案